

令和2年5月実施

松山市会計年度任用職員（パートタイム作業員）（3時間・5時間）採用試験実施要領 ＜新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を対象とした緊急雇用対策＞

令和2年5月8日

今般の新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化によって影響を受けた方に対する緊急雇用対策として、採用の内定を取り消された方、解雇や雇止めなどにより離職した方、休職や就労時間が短縮等されている方を対象に、松山市会計年度任用職員（パートタイム作業員）採用試験を実施します。

松山市会計年度任用職員（パートタイム作業員）（3時間・5時間）採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人数等

試験区分	採用予定人数	勤務場所
作業員（3時間）	18人程度	松山保育園（中村3丁目5番29号） 高浜保育園（高浜町6丁目1674番地） 余土保育園（余戸東4丁目1番19号） 久米保育園（鷹子町4番地4） 味生保育園（北斎院町759番地1） 朝美保育園（美沢2丁目7番39号） 東雲保育園（東雲町7番地1）
作業員（5時間）		八雲保育園（此花町1番8号） つばき保育園（古川北2丁目18番30号） もものはなこども園（由良町479番地） 山越保育園（山越1丁目19番40号） 粟井保育園（鹿峰63番地2） 国津保育園（八反地甲1647番地） 浅海保育園（浅海本谷甲719番地1）

（注）採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- (1) 保育所等の敷地内及び施設内の清掃及び消毒作業
- (2) 布団、遊具等の片づけその他保育環境の整備に関する作業
- (3) その他職員が指示する作業

3 受験資格

次の(1)及び(2)の要件を全て満たす者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当することとなった者
 - ア 企業等から採用の内定を取り消された者
 - イ 企業等からの解雇、雇止め等により離職した者
 - ウ 休職又は就労時間が短縮等されている者（勤務先から兼業が認められている場合に限る。）

(2) 次のアからエまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 受付期間

受付期間は、**令和2年5月8日（金）から令和2年5月15日（金）まで**です。

（月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時15分まで保育・幼稚園課で受け付けます。それ以外の時間帯並びに土曜日及び日曜日は、本館地下1階夜間受付に持参してください。

ただし、5月15日（金）は、午後5時15分までの受付とします。）

郵送の場合は、令和2年5月15日（金）午後5時15分必着です。

5 申込手続

(1) 申込書を次の方法により入手してください。

以下の市ホームページからダウンロード・印刷ができますので、A4両面印刷をしてください。

市ホームページ

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/R205hoikuptroumu.html>



また、申込書は、保育・幼稚園課、市役所本館案内所、各支所でもお渡しできます。

郵送で請求する場合は、封筒に「パートタイム作業員3時間（又は5時間）」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒（角型2号サイズ・A4判の封筒に120円分の切手を貼ったもの）を同封して、保育・幼稚園課に送付してください。

(2) 申込書とアからウまでの受験者区分に応じた必要書類を保育・幼稚園課に提出してください。

○採用試験申込書（必要事項を自筆し、3箇月以内に撮影した顔写真を添付してください。）

○必要書類

ア 企業等から採用の内定を取り消された方

内定を取り消されたことが確認できる書類（内定取消通知書など）の写し

イ 企業等からの解雇、雇止め等により離職した方

離職理由が確認できる書類（解雇通知書、離職票など）の写し

ウ 休職又は就労時間が短縮等されている方

休職又は就労時間が短縮されていることが確認できる書類

（注）企業等から書類の交付を受けていない場合は提出する必要はありませんが、申込書にその理由を記入していただきます。

保育・幼稚園課に直接提出し、又は簡易書留（郵送で提出する場合は、封筒の表に「パートタイム作業員3時間（又は5時間）採用試験申込み」と朱書きし、封筒の裏には必ず差出人の住所と氏名を記入してください。）で送付してください。簡易書留の控えは、必ず試験日まで保管してください。

ホームページ上から直接申し込むことはできません。

6 試験の方法

試験科目	試験日時及び試験会場	合格発表
口述試験（個別面接）	令和2年5月16日（土）又は17日（日）に「松山センタービル1号館4階会議室」（松山市三番町四丁目9番地5）で実施します。試験日時の詳細については、申込受付後、申込者に電話又はメールで通知します。	令和2年5月下旬（予定）に、受験者全員に合否を文書で通知します。

7 採用予定日等

試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（パートタイム作業員）（3時間・5時間）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、合格発表後、原則として候補者名簿から成績順に行い、採用予定日等は、個別に電話及び文書で通知します。なお、候補者名簿の有効期間は、候補者名簿作成日から令和3年3月31日までです。

8 勤務条件

(1) **勤務時間等** 試験区分に応じ、次のとおりです。

ア パートタイム作業員（3時間） 原則として、1箇月当たり22日程度の勤務で、午後1時から午後4時まで（休憩なし）の1日3時間勤務です。

イ パートタイム作業員（5時間） 原則として、1箇月当たり22日程度の勤務で、午前9時30分から午後3時30分まで（休憩1時間）の1日5時間勤務です。

(2) **休日** 日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(3) **有給休暇** 年次休暇、夏季休暇

(4) **給与等** 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

基本報酬	その他報酬等
時給916円（令和2年5月1日現在）	通勤に係る費用弁償、期末手当（5時間に限る。）、時間外勤務手当等に相当する報酬

備考 昇給及び退職手当の支給はありません。

(5) **任用期間** 令和3年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。なお、任用期間は、令和3年3月31日までの間で相談に応じます。

(6) **条件付採用** 採用後1箇月間は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。

(7) **保険等** 試験区分に応じ、次のとおりです。

ア パートタイム作業員（3時間） 労働者災害補償保険（社会保険及び雇用保険への加入はなし）

イ パートタイム作業員（5時間） 雇用保険、労働者災害補償保険（社会保険への加入はなし）

（注）兼業の場合は、様々なケースが考えられますので個別に対応します。

(8) **兼業** 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。

（注）上記の勤務条件は改定される場合があります。

9 注意事項

- (1) 受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は合格を取り消します。
- (2) 試験当日は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、可能な限りマスクを持参し、着用してください。
- (3) 試験の2週間前の日以後に県外に出た場合は、あらかじめその旨を保育・幼稚園課に申し出てください。
- (4) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (5) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (6) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (7) 台風などの非常災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず試験日時等を変更する場合は、電話等でお知らせします。
- (8) その他質問等は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに保育・幼稚園課に問い合わせてください。

<申込み先 及び問合せ先>

〒790-8571

松山市二番町四丁目7番地2（別館2階）

松山市 保健福祉部 保育・幼稚園課

電話 089-948-6872